

クリーンセンターかしはら  
長期包括運営委託事業

審査講評

(総合評価結果書)

平成 25 年 11 月 27 日

橿原市一般廃棄物処理施設長期包括運営委託  
事業者選定委員会

檀原市では、クリーンセンターかしはら長期包括運営委託事業ならびにリサイクル館かしはら長期包括運営委託事業に関し、総合評価一般競争入札による事業者の選定について非価格要素及び価格要素を総合的かつ客観的に評価し事業者を選定するため、学識経験者等により構成される檀原市一般廃棄物処理施設長期包括運営委託事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）が設置されました。

選定委員会は、平成 25 年 6 月 28 日に第 1 回を開催し、以降計 5 回の選定委員会を開催してまいりました。この中で入札説明書等の募集要項等について審議を重ねるとともに、入札参加者の技術提案書等の内容について厳正かつ公平な審査を行いました。

この度、この審査に基づいて事業者を選定しましたので、選定委員会におけるこれまでの審査の過程とあわせて報告します。

平成 25 年 11 月 27 日

檀原市一般廃棄物処理施設長期包括運営委託  
事業者選定委員会

会 長	寺嶋 均
副 会 長	荒井 喜久雄
職務代理	市川 陽一
委 員	北浦 一郎
委 員	岡崎 益光
委 員	森田 泰造

## 目 次

1. 事業概要	1
(1) 事業名称	1
(2) 事業場所	1
(3) 事業内容	1
(4) 事業期間	1
(5) 運営期間	1
(6) 事業概要	1
2. 審査方法等	2
(1) 審査及び落札者決定までの流れ	2
(2) 審査体制	3
(3) 総合評価の方法	3
(4) 非価格要素（技術提案書・事業計画書等）の審査	4
(5) 価格審査	5
(6) 落札者の決定	5
3. 選定委員会の開催及び審査の経緯	6
4. 審査結果	7
(1) 入札参加資格審査	7
(2) 技術提案書のプレゼンテーション及びヒアリング	7
(3) 非価格要素（技術提案書・事業計画書等）の審査	8
(4) 非価格要素（技術提案書・事業計画書等）の審査結果	12
(5) 価格審査結果	13
(6) 総合評価	13
5. 総評	14

## 1. 事業概要

(1) 事業名称

クリーンセンターかしはら長期包括運営委託事業

(2) 事業場所

橿原市川西町地内

(3) 事業内容

クリーンセンターかしはらの運営維持管理業務(10年間)

(4) 事業期間

事業契約締結日から平成36年3月31日まで

(5) 運営期間

平成26年4月1日から平成36年3月31日まで

(6) 事業概要

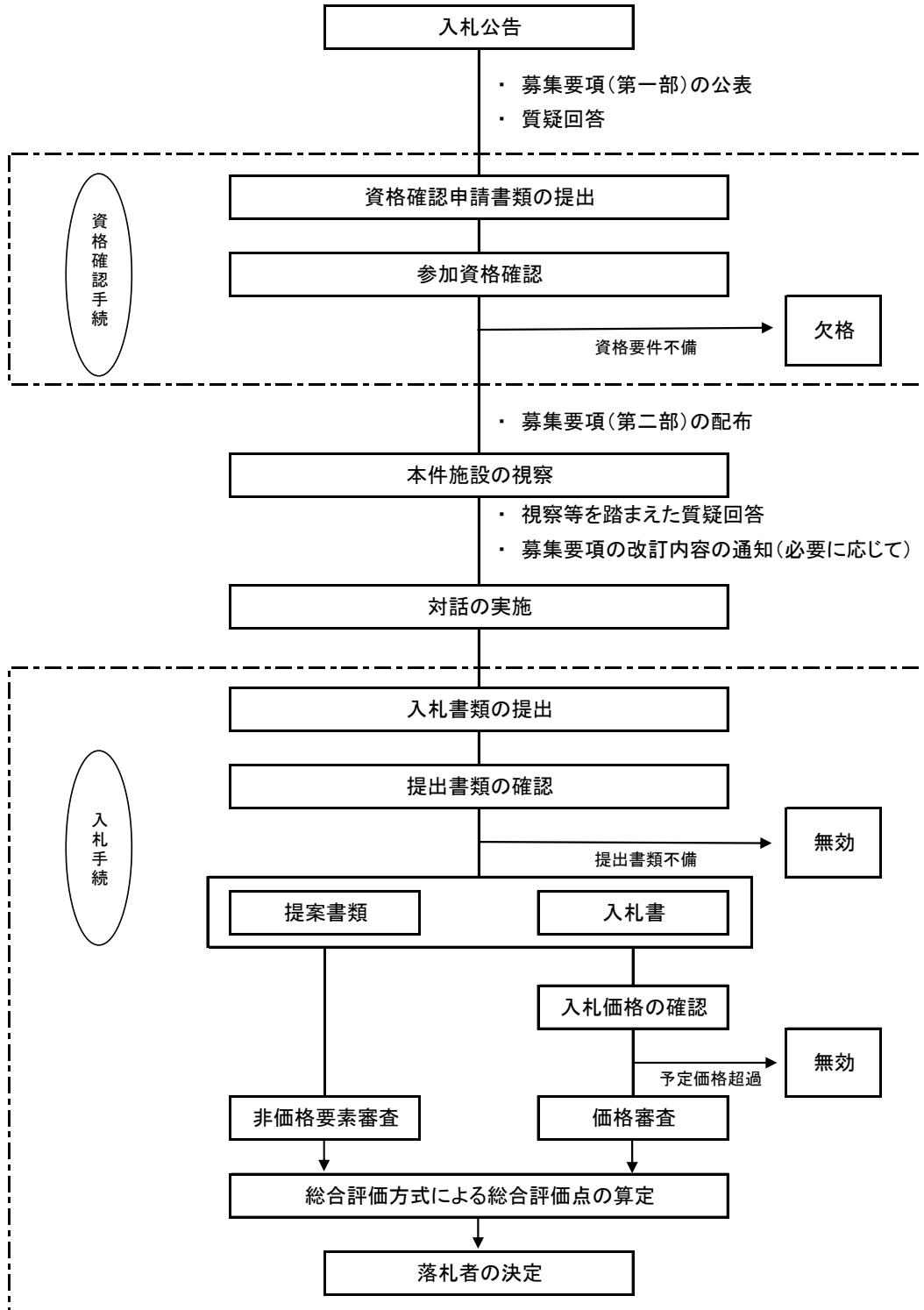
本事業は、クリーンセンターかしはら（焼却処理施設）の運営維持管理業務等を実施する事業者として選定された単体企業又は応募グループによって設立された特別目的会社（本事業を実施することのみを目的として設立された会社）に、市が収集する可燃ごみ、市及び市民が直接搬入する可燃ごみ、並びに事業活動に伴う一般廃棄物のうち直接搬入される可燃ごみ、市の許可業者が搬入する可燃ごみ、他市から処理の依頼を受けて市が搬入を認めた可燃ごみ及び粗大ごみの破砕可燃残渣等の処理を行うため、本施設の運転、電気・電信、上水道、燃料及び薬剤等の調達・管理、日常点検、定期点検、部品等の調達、補修（機器単体の修繕及び定期修繕）等を委託するものである。

クリーンセンターかしはらは、平成15年9月に供用開始されて以降、10年を経過しており、現在まで施設の基本性能を発揮し、安全に稼働している施設である。

本事業は平成26年4月から平成36年3月までの10年間にわたり、クリーンセンターかしはらの運営維持管理業務を委託する事業である。

## 2. 審査方法等

### (1) 審査及び落札者決定までの流れ



## (2) 審査体制

選定委員会は、入札参加者の中から事業者を選定するため、総合的に審査を行った。

選定委員会は、学識経験者等で構成し、総合的・専門的見地から中立的かつ客観的に提案内容を評価した。

区分	氏名	所属・役職等
会長	寺嶋 均	一般社団法人 廃棄物処理施設技術管理協会 会長
副会長	荒井 喜久雄	公益社団法人 全国都市清掃会議 技術部長
職務代理	市川 陽一	龍谷大学 理工学部環境ソリューション工学科 教授
委員	北浦 一郎	弁護士法人 トラスト&サービス 弁護士
委員	岡崎 益光	副市長
委員	森田 泰造	生活環境部長

## (3) 総合評価の方法

予定価格を超過していない入札参加者について、「非価格要素点」と「価格点」の合計によって「総合評価点」を算出し、総合評価点が最も高い者を、落札者とする。

$$\text{総合評価点} = \text{非価格要素点} + \text{価格点}$$

総合評価点は 100 点を満点とする。

非価格要素点と価格点の比率は、70 : 30 とする。

(4) 非価格要素（技術提案書・事業計画書等）の審査

入札参加者より提出された技術提案書・事業計画書等を審査し、入札参加者による技術提案に係るプレゼンテーション及びヒアリングを実施して非価格要素の審査を行う。

非価格要素点の評価項目と配点は以下のとおりである。

評価項目	評価の視点		配点
業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>代表企業の役割</li> <li>構成企業、協力会社の役割分担</li> </ul>	3	8
	<ul style="list-style-type: none"> <li>所長の役割</li> <li>法定有資格者の配置</li> <li>運営人員体制</li> </ul>	5	
運転管理業務にかか る計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>運転計画における配慮事項</li> <li>セルフモニタリング計画</li> </ul>	5	15
	<ul style="list-style-type: none"> <li>公害防止基準等（排ガス等）の保証値と保証の実現に向けた工夫等</li> </ul>	5	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>用役使用量（電気・水・燃料・薬剤等）の考え方</li> </ul>	5	
維持管理業務にかか る計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>維持補修計画（法定点検費、補修費、更新費、消耗品費）の適切性</li> </ul>	15	15
リスクへの 対応能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の安全対策の考え方</li> </ul>	2	7
	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営期間（通常時）の安全対策</li> <li>運営期間（非常時）の安全対策</li> <li>プラントの事故対応の考え方</li> </ul>	3	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働安全衛生の考え方</li> <li>作業環境</li> </ul>	2	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>SPCのキャッシュフロー計画</li> <li>SPCのリスクヘッジ方策</li> </ul>	3	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>人件費の考え方</li> </ul>	2	
財政的な 安定性	<ul style="list-style-type: none"> <li>用役費の考え方</li> </ul>	1	10
	<ul style="list-style-type: none"> <li>補修費（法定点検費、補修費、更新費、消耗品費）の考え方</li> </ul>	2	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>付保する保険</li> </ul>	2	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>二酸化炭素排出量（t-CO<sub>2</sub>/ごみt）</li> <li>所内消費電力（kWh/ごみt）</li> <li>燃料使用量（L/ごみt）</li> <li>水使用量（m<sup>3</sup>/ごみt）</li> <li>主要薬剤の使用量（kg/ごみt）</li> <li>その他、低炭素社会へ向けた工夫</li> </ul>	5	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内雇用の計画</li> <li>市内企業への発注計画</li> <li>市民への対応</li> </ul>	5	
その他 （本事業実施にあつ ての創意工夫）	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記以外の要素</li> </ul>	5	5
合 計			70

点数化方法については、選定委員会の合議により、評価の視点の配点ごとに次に示す5段階により評価、点数化し、これを合計して算出する。

	判断基準	評価点の算出方法
A	高い効果が期待できる	配点×100%
B	効果が期待できる	配点×75%
C	普通	配点×50%
D	やや不安な点がある	配点×25%
E	不安がある	配点×0%

#### (5) 価格審査

入札参加者が提出した入札価格について、以下の算式に基づいて価格点を算出する。

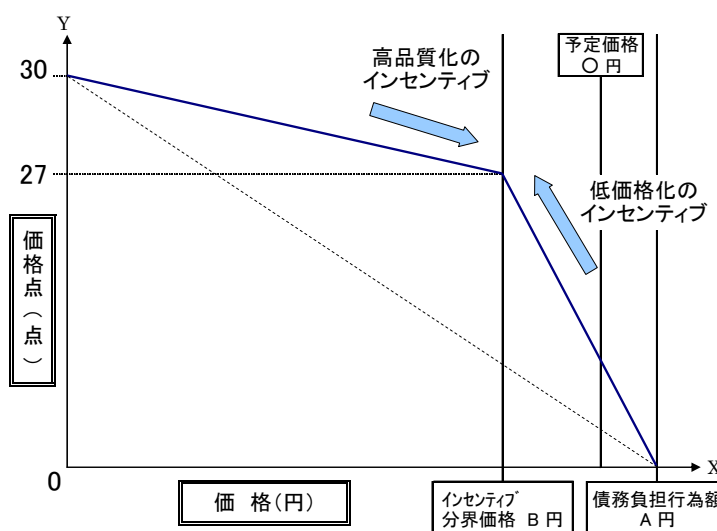
A：債務負担行為額（円／税抜）  
 B：インセンティブ分界価格（円／税抜）  
 X：入札価格（円／税抜）  
 Y：価格点（点）

①  $0 \leq X \leq B$  のとき

$$Y = (-3 / B) X + 30$$

②  $B < X$  のとき

$$Y = (-27 / (A - B)) (X - A)$$



本件入札に係る設定値は以下のとおりとする。

A = ¥8,299,100,000      B = ¥6,776,495,000

①  $0 \leq X \leq B$  のとき

$$Y = (-3 / 6,776,495,000) X + 30$$

②  $B < X$  のとき

$$Y = (-27 / 1,522,605,000) (X - 8,299,100,000)$$

#### (6) 落札者の決定

選定委員会は、総合評価点の最も高い入札参加者を落札者として選定する。



### 3. 選定委員会の開催及び審査の経緯

No.	項 目	日 程
1	<b>第 1 回選定委員会</b> (実施方針の確認)	平成 25 年 6 月 28 日
2	実施方針の公表	平成 25 年 7 月 3 日
3	実施方針質疑受付	平成 25 年 7 月 3 日～7 月 10 日
4	実施方針質疑回答	平成 25 年 7 月 12 日
5	<b>第 2 回選定委員会</b> (公告書類の審査)	平成 25 年 7 月 18 日・19 日
6	入札公告	平成 25 年 8 月 1 日
7	募集要項 (第 1 部) の公表	平成 25 年 8 月 1 日
8	募集要項 (第 1 部) 質疑の受付	平成 25 年 8 月 1 日～8 月 16 日
9	募集要項 (第 1 部) 質疑に対する回答	平成 25 年 8 月 23 日
10	参加資格確認申請書の受付	平成 25 年 8 月 26 日～8 月 30 日
11	参加資格確認結果の通知	平成 25 年 9 月 6 日
12	募集要項 (第 2 部) の配布	平成 25 年 9 月 6 日～9 月 13 日
13	本件施設の視察及び参考資料の閲覧	平成 25 年 9 月 9 日・9 月 11 日
14	視察等を踏まえた質疑の受付	平成 25 年 9 月 17 日～9 月 20 日
15	視察等を踏まえた質疑に対する回答	平成 25 年 9 月 27 日
16	募集要項の改訂内容の通知	平成 25 年 9 月 27 日
17	対話の実施	平成 25 年 10 月 2 日
18	提案書類 (技術提案書・事業計画書等) の提出	平成 25 年 10 月 21 日
19	<b>第 3 回選定委員会</b> (提案書類の確認)	平成 25 年 11 月 5 日
20	<b>第 4 回選定委員会</b> (非価格要素審査の実施)	平成 25 年 11 月 11 日
21	入札書の提出・開札	平成 25 年 11 月 19 日
22	<b>第 5 回選定委員会</b> (価格審査・総合評価の実施)	平成 25 年 11 月 27 日
23	落札者の決定	平成 25 年 11 月 27 日

## 4. 審査結果

### (1) 入札参加資格審査

市は、本事業の入札参加を希望する2グループについて、入札説明書に示す参加資格を有しているか否かの確認を行ったところ、2グループとも参加資格を有していることが確認されたため、この結果を当該2グループの代表企業に通知したうえで、基本協定書(案)、事業契約書(案)を提示し、施設の視察(資料の閲覧・提供を含む)の機会を提供した。

応募グループ	代表企業	構成企業
Aグループ	(株)タクマ	・(株)タクマテクノス 西日本支社
Bグループ	(株)日本管財環境サービス	・近畿工業(株)奈良支店 ・(株)崎山組 ・(株)若草商事

また、市は事業条件等に関する認識の齟齬を解消し、要求水準の確実な達成と入札参加者の更なる創意工夫を引き出すことを目的として、当該2グループとの対話を実施した。

これらを経て、選定委員会は入札参加者より提出された提案書類(技術提案書・事業計画書等)について、以下のとおり審査を行った。

### (2) 技術提案書のプレゼンテーション及びヒアリング

選定委員会で技術提案書を審査するにあたり、入札参加者による技術提案に関するプレゼンテーションを実施し、併せて選定委員から事業者へヒアリング(質疑回答)を行った。

(3) 非価格要素（技術提案書・事業計画書等）の審査

技術提案書・事業計画書等の内容、技術提案に関するプレゼンテーション、ヒアリング結果等を踏まえ、厳正かつ公平に非価格要素について審査を行った。なお、審査にあたっては企業名を伏せて審査を実施した。

各評価項目の講評については以下のとおりであった。

1	評価の視点	配点	講評
業務実施体制	①代表企業の役割	3	円滑な事業推進に向け、代表企業と構成企業による機動的な運営管理を提案した A グループに一定の評価をした。B グループについては一元的な連絡体制が構築されており、市内企業の活用など立地的優位性を生かした計画となっていたが、具体的な提案は見られなかった。
	②構成企業、協力会社の役割分担		
	③所長の役割	5	A グループについては、責任者経験のある SPC 所長に加え、運営 JV に経験豊富な運転責任者、各運転班員に複数の有資格者を配置するなど十分な体制がとられている一方で、全体的な人員配置計画には検討の余地があった。B グループについては、包括事業における豊富な経験と多数の資格を有する SPC 所長を配置することとしており、この点を評価した。一方で財務管理担当者、運転員の機械系・化学系の法定有資格者の配置に検討の余地があった。
	④法定有資格者の配置		
	⑤運営人員体制		

2	評価の視点	配点	講評
運転管理業務にかかる計画	①運転計画における配慮事項	5	過去の稼働実績をベースに確実性のある運転計画を提案し、かつ積極的な発電計画について記載のあった A グループに一定の評価をした。またセルフモニタリング計画については、A グループ、B グループともにそれぞれ独自の提案があった。
	②セルフモニタリング計画		
	③公害防止基準等（排ガス等）の保証値と保証の実現に向けた工夫等	5	本施設の施設基準値よりさらに厳しい自主管理値を設け、ハード・ソフトの改良による具体的な工夫のあった A グループを高く評価した。
	④用役使用量（電気・水・燃料・薬剤等）の考え方	5	装置の改造により用役使用量を大きく削減するなど、実績のある具体的な改善を提案した A グループに一定の評価をした。

3	評価の視点	配点	講評
維持管理業務にかかると計画	維持補修計画（法定点検費、補修費、更新費、消耗品費）の適切性	15	過去の稼働実績を踏まえ、発注者（市）の長寿命化計画を考慮した維持管理計画が提案されており、また、運転・維持管理に必要かつ具体的な提案をした A グループを高く評価した。 B グループの提案は、国が策定したマニュアル等に基づく内容については評価出来るが、要求水準以上の具体的な提案は見られなかった。

4	評価の視点	配点	講評
リスクへの対応能力	①施設の安全対策の考え方	2	A グループ、B グループともに外部の専門家の活用やリスク管理機関の一元管理など、充実した対応策が講じられていた。さらに A グループからは豊富な実績による独自のシステムを利用した具体的で実効性のある提案があった。
	②運営期間(通常時)の安全対策	3	A グループ、B グループとも施設全般にわたる安全対策が網羅されていた。A グループには、原因究明と再発防止策についての提案があった。B グループの提案は、現場経験に裏付けられた対策でこの点を評価した。一方で原因究明とその対策などについては具体的な提案は見られなかった。
	③運営期間(非常時)の安全対策		
	④プラント事故対応の考え方		
	⑤労働安全衛生の考え方	2	A グループの労働安全衛生の考え方については、運転業務と維持管理業務、それぞれの特徴に応じたマネジメントシステムの構築や外部の専門家による評価を導入するなど徹底した対策がなされていた。またその対象範囲は、従業員等の関係者のみならず一般市民も対象としており充実した内容となっていた。作業環境についても本件施設の特性に合った具体的な改善策が提示されていた。B グループについては、災害発生時における独自の工夫を凝らした具体的な改善策が提案されていた。
	⑥作業環境		

5	評価の視点	配点	講評
財政的な安定性	①キャッシュフロー計画	3	Aグループ、BグループともにSPCからの利益の配当を行わず内部留保することで、年々手元資金の充実を図り、不測の事態に備える提案があった。これに加えてAグループについては、資本金から開業に必要な経費を除いた資金を事業安定化資金とし、開業当初から事業の安定化を図る提案があった。また運営JVや保険会社へのリスク移転策とリスクが顕在化した場合における代表企業や金融機関などから劣後融資や追加出資など優れたバックアップ体制が構築されていた。
	②SPCのリスクヘッジ方策		Aグループについては、妥当な人件費の算出根拠が提示されており、役職・能力に見合った適正な雇用条件が設定されていた。Bグループについては、具体的な積算根拠についての記載はなかった。
	③人件費の考え方	2	Aグループについては、各用役使用量を計画ごみ処理量ごとに割り出し、妥当な単価設定により算出していた。Bグループについては、具体的な積算根拠の記載はなかったが、薬品以外の電力・燃料・油脂・水道に係る費用については概ね適切な計画が提案されていた。
	④用役費の考え方	1	Aグループについては、積算根拠の提示や事業計画書における維持管理費の積算等、精度の高い査定がなされていた。Bグループについては、事業計画書の査定に一部不整合が認められたが概ね妥当な金額となっていた。
	⑤補修費（法定点検費、補修費、更新費、消耗品費）の考え方	2	Aグループの付保する保険の内容は要求水準に示す内容に加えて、独自にSPCの事業安定化に資する複数の保険に加入する提案がなされており、これらを評価した。Bグループについては、要求水準に定める保険金額を大きく超える保険が提案されており、充実した保険プログラムとなっていた。
	⑥付保する保険	2	

6	評価の視点	配点	講評
低炭素社会形成に向けた貢献	①二酸化炭素排出量	5	Aグループからは、安全・安定運転を確保し周辺環境への負荷を増加させることなく、運転状況別に既に実績のある方法で発電量の増加策、消費電力量・用役使用量の削減策について有効な独自の提案があり、これらを高く評価した。Bグループの提案は、低炭素社会に向けた従業員教育について有効な提案があったが、現在の市の状況と同程度の二酸化炭素排出量、用役使用量が見込まれており、大きな前進を伴う提案は見られなかった。
	②用役使用量 ・ 所内消費電力 ・ 燃料使用量 ・ 水使用量 ・ 主要薬剤の使用量		
	③その他、低炭素社会へに向けた工夫		

7	評価の視点	配点	講評
地域への配慮	①市内雇用計画、 市内企業への発注計画	5	Aグループ、Bグループともに積極的な市内雇用を計画する提案となっていた。またクリーンセンターかしはらを災害時における一時的な避難所として利用できるような食料品や生活用品などの災害備蓄品を確保するなど両グループから優れた提案があった。Bグループについては、複数の市内企業と協働体制を構築し、地元経済の発展と地域の活性化に寄与する計画とするなど有効な提案があった。Aグループからは地域活動への積極的な参加・協賛、SPC主催イベントの開催など有効な提案があり、これらを評価した。
	②市民への対応		

8	評価の視点	配点	講評
その他	その他の提案	5	Aグループからは、緊急時における危機管理体制や事業期間終了後のバックアップ体制の整備、さらには市の廃棄物処理政策の変更などに柔軟に対応する独自の優れた提案があった。 Bグループからは、他都市の事例から特定の有害物質連続測定装置の設置、独自の従業員研修制度など有効な提案があった。

(4) 非価格要素（技術提案書・事業計画書等）の審査結果

評価項目	評価の視点	配点	Aグループ		Bグループ	
			評価	得点	評価	得点
業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>代表企業の役割</li> <li>構成企業、協力会社の役割分担</li> </ul>	3	B	2.25	C	1.50
	<ul style="list-style-type: none"> <li>所長の役割</li> <li>法定有資格者の配置</li> <li>運営人員体制</li> </ul>	5	B	3.75	C	2.50
運転管理業務にかかると計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>運転計画における配慮事項</li> <li>セルフモニタリング計画</li> </ul>	5	B	3.75	C	2.50
	<ul style="list-style-type: none"> <li>公害防止基準等（排ガス等）の保証値と保証の実現に向けた工夫等</li> </ul>	5	A	5.00	C	2.50
	<ul style="list-style-type: none"> <li>用役使用量（電気・水・燃料・薬剤等）の考え方</li> </ul>	5	B	3.75	C	2.50
維持管理業務にかかると計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>維持補修計画（法定点検費、補修費、更新費、消耗品費）の適切性</li> </ul>	15	A	15.00	C	7.50
リスクへの対応能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の安全対策の考え方</li> </ul>	2	B	1.50	C	1.00
	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営期間（通常時）の安全対策</li> <li>運営期間（非常時）の安全対策</li> <li>プラントの事故対応の考え方</li> </ul>	3	A	3.00	C	1.50
	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働安全衛生の考え方</li> <li>作業環境</li> </ul>	2	B	1.50	C	1.00
財政的な安定性	<ul style="list-style-type: none"> <li>SPCのキャッシュフロー計画</li> <li>SPCのリスクヘッジ方策</li> </ul>	3	B	2.25	C	1.50
	<ul style="list-style-type: none"> <li>人件費の考え方</li> </ul>	2	B	1.50	C	1.00
	<ul style="list-style-type: none"> <li>用役費の考え方</li> </ul>	1	B	0.75	C	0.50
	<ul style="list-style-type: none"> <li>補修費（法定点検費、補修費、更新費、消耗品費）の考え方</li> </ul>	2	B	1.50	C	1.00
	<ul style="list-style-type: none"> <li>付保する保険</li> </ul>	2	B	1.50	B	1.50
低炭素社会形成に向けた貢献	<ul style="list-style-type: none"> <li>二酸化炭素排出量 (t-CO<sub>2</sub>/ごみ t)</li> <li>所内消費電力 (kWh/ごみ t)</li> <li>燃料使用量 (L/ごみ t)</li> <li>水使用量 (m<sup>3</sup>/ごみ t)</li> <li>主要薬剤の使用量 (kg/ごみ t)</li> <li>その他、低炭素社会へに向けた工夫</li> </ul>	5	A	5.00	C	2.50
地域への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内雇用の計画</li> <li>市内企業への発注計画</li> <li>市民への対応</li> </ul>	5	B	3.75	B	3.75
その他 (本事業実施にあたっての創意工夫)	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記以外の要素</li> </ul>	5	B	3.75	B	3.75
合 計		70	59.50		38.00	

#### (5) 価格審査結果

平成 25 年 11 月 19 日、橿原市の財産契約課において各入札参加者の代表企業立会いのもとで開札を行い、入札により提示された金額が予定価格の範囲内であり、また事業計画書と整合がとれていることを確認した。入札により提示された金額を、入札説明書に示す落札者決定基準の算出方法で価格点を算出した結果、以下のとおりとなった。

グループ名	代表企業	入札金額(税抜)	価格点
A グループ	(株)タクマ	6,776,495,000 円	27.00
B グループ	(株)日本管財環境サービス	7,166,000,000 円	20.09

※表記の都合上、価格点については小数点以下第 3 位を四捨五入し、小数点以下第 2 位までの表記としています。

#### (6) 総合評価

非価格要素（技術提案書・事業計画書等）の審査結果の「非価格要素点」と価格審査結果の「価格点」を合算して「総合評価点」を算出した結果、以下のとおりとなった。

グループ名	代表企業	非価格要素点	価格点	総合評価点
A グループ	(株)タクマ	59.50	27.00	86.50
B グループ	(株)日本管財環境サービス	38.00	20.09	58.09

※表記の都合上、価格点・総合評価点については小数点以下第 3 位を四捨五入し、小数点以下第 2 位までの表記としています。



## 5. 総 評

本事業は、稼働後 10 年を経過したクリーンセンターかしはらの運営を平成 26 年度から 10 年間という長期にわたり包括的に委託する事業である。民間事業者の知見を最大限活用することにより、これまで以上の適正な廃棄物の処理及び資源化、環境負荷の低減、経済性の向上を目的に総合評価一般競争入札の方法により事業者の選定を行った。

最終的に 2 グループからの提案となったが、先進的で独自のノウハウや工夫を凝らした技術的知見が随所に盛り込まれており、市が定めた要求水準を上回る内容であった。

提案書の作成・提出に際しては、その内容が多岐にわたることから多大な時間と労力が必要であったと考えられる。両グループに敬意を表するとともに深く感謝する。また審査にあたっては、橿原市事務局から常に適切な資料等の提供があったことを付記する。

本選定委員会では、予め公表された落札者決定基準に則り、厳正かつ公平に審査を行った結果、株式会社タクマを代表企業とするグループを落札者として選定した。

今後、長期間にわたり事業が実施されることとなるが、落札者には市の要求事項および追加的提案事項について具現化を図り、確実な履行と安全で安心な施設運営をお願いする。

橿原市及び落札者は、本事業が市の環境行政の中で中核的な役割を担っている極めて重要な事業であること、立地地域をはじめ多くの皆様の信頼で成り立つ事業であることを鑑み、官民パートナーシップの本来の趣旨に基づき、事業の円滑な推進に努められることを期待する。